

令和6年度居住支援協議会設立総会 議事

日 時：令和6年5月27日（月） 14時45分から16時00分

場 所：敦賀市役所4階 第2委員会室

参加者：別紙名簿の通り

○ 委嘱状交付式

- （１）敦賀市長より協議会構成員に委嘱状を交付
- （２）敦賀市長挨拶

○ 設立総会

１ 協議会委員の紹介

２ 議題

（１）敦賀市居住支援協議会設置要綱（案）の制定について⇒可決

田中委員： 1月準備会で示した要綱（案）から1点変更点がある。

7条（総会）を7条（総会等）に変更し、条文中の「臨時総会を開催する。」の部分を「臨時総会の他、必要な会議を開催する。」とし、臨時総会に限らず柔軟に会議を出来る形とした。⇒反対無、可決

以後制定された要綱に基づき、会長（住宅政策課長）が議長を、本日体調不良により欠席された事務局（福井居住支援法人ネットワーク協議会嶺南支部）の代理として、細田委員が務める事とする。

（２）副会長及び監事の選任について⇒可決

事務局（案）として、

副会長を敦賀不動産業会（河瀬委員）に

監事を社会福祉法人 二州青松の郷（西村委員）を推薦し、

以後の副会長、監事は議題2の表に基づき、交代で行う事を提案⇒可決

（３）令和6年度事業計画（案）および収支予算（案）⇒可決

事務局より議題3-①、議題3-②を読み上げ⇒可決

吉村委員： 収支予算について、国庫補助金（収入）が降りるまでは、事務局が支出分を立て替える形となるのか？

細田委員： 吉村委員が事務局を務める、福井県が吉村委員のおっしゃったスキームで運用している事は把握している。

今年度、敦賀市居住支援協議会では、事務局からの一時的な持出しがないように、敦賀市から補助金を概算払いとして協議会に交付し、敦賀市が国庫補助金を受けるという形で行う事とした。

(4) その他

事務局より今後の活動体制^{議題4}について説明

事業計画1を実施していくために、整備・推進については左側の体制図の形で行っていく。

事業計画2を実施していくためには、相談・支援については右側の体制予定図の形で行っていきたいと考えているが、敦賀市内において現状この体制で行っていく事は、まだまだプレイヤー（居住支援法人、セーフティネット賃貸協力店）が不足しているので、難しいが、今後プレイヤーを増やして、この体制予定図で相談・支援が行なえる体制を整えていきたいと考えている。

また、体制予定図内の点線で囲われた部分は、敦賀市居住支援協議会の構成員が核となっているので、ケースにおいては、協議会内においても協力して対応に当たって頂きたいと考えている。

村中委員： 事業計画1－(2)において、居住支援協議会として構築した相談体制や連携体制をチラシやホームページなどを通して周知していく事とあるが、今説明のあった体制図や、それに類するものを敦賀市のホームページに載せるのか？構成員のホームページに載せるのか？どのようにしていくか、予定があれば教えてほしい。

細田委員： 敦賀市の予定ではあるが、今回設立総会を行ったことといった内容を話し合ったのかについては、後日敦賀市のホームページに掲載していきたいと考えている。その中で、体制図をいれるかどうかという所は、載せれる情報は載せていきたいと考えている。

敦賀市以外の構成員の皆様がどのような内容を掲載していただけるか、というのは今後協議会の中で検討させて頂けたらと思っている。

戸嶋議長： 軌道に乗ってきたら、居住支援協議会としてのホームページを立ち上げるという事も考えられるが、まずは設立総会を行ったという所からスタートさせていきたい。

村中委員： 敦賀市居住支援協議会を調べた際に、構成員の不動産会社のホームページや、福祉団体のホームページが先に来てしまうケースもある。そこからのリンク先として敦賀市居住支援協議会の事を紹介しているサイトがあるといいと思う。それを見て居住支援協議会というものを理解してもらおう。うちを含め各構成員のサイトを利用してもらう事も含め検討してもらおうといいと思う。

池田委員： 市内の居住支援法人が2社あると、先ほどの説明で伺ったが、福井の福祉家ともう一社はどこなのか教えてほしい。

細田委員： 株式会社かくだが今年の3月下旬に新たに居住支援法人の申請を県にし許可されている。株式会社かくだがどのように協議会に関わっていただけるかも今後考えていかなければならない。

戸嶋議長： 現在市で居住支援法人になっている事業所が二つあるという所で、これも今後増やしていければと考えている。

吉村委員： 昨年度敦賀市で行われたケアマネージャーの連絡会において、居住支援の普及理解という所で、私が講演させてもらった中で、今回居住支援法人となった株式会社かくだのほかに2社が居住支援に興味を

持ち、設立に向けて考えたい意向を聞いている。残りの2社については、敦賀市居住支援協議会の設立及び今後の動きをみて、居住支援法人の設立を検討していきたいと聞いている。

戸嶋議長： 今話のあった2社については、敦賀市居住支援協議会として働きかけていくと同時に、吉村委員のほうでも福井居住支援法人ネットワーク協議会として働きかけて頂くとありがたい。

吉村委員： 居住支援事業が福祉事業者と不動産事業者の連携が掲げられてくるという中で、敦賀市では重層的支援体制整備事業というものが福祉サイドで走り出していると思う。重層的支援体制整備事業では、高齢者、障がい者、こども、生活困窮者と4つの柱に分かれている。この区分は居住支援の住宅確保要配慮者の区分に等しいが、現状敦賀市のホームページでは日々の困りごとや相談を行う場合は、下記窓口へという案内がなされている。

他市町では重層支援と居住支援の連携というのは、生活の問題と居住の問題二つを抱えられるという体制構築を考えている市町もある中で、敦賀市が各福祉事業者とどのように繋がっていくのかという方向性も、今後意見交換等しながら各包括窓口と連携していけたらと思う。

藤井委員： 重層的支援体制整備事業を敦賀市において担当している。敦賀市では移行準備事業を令和4年度から行い、令和5年度から本格的に事業を実施している。

この事業を簡単に説明すると、個人・世帯が抱える様々な生活上の課題に対して、現在の縦割りの福祉の支援体制では解決が困難な部分があるので、福祉の各分野を超えた支援体制を行っていく事を目的として重層的支援事業を創設している。

個人・世帯が抱える様々な生活上の課題の一つとして居住確保という問題がある。実際に私に対応したケースでも、一人暮らしをしたいが身元保証人がいないというようなケースもあったし、今後も居住確保の問題は想定されるので、住宅分野と福祉分野の連携というのは重要だと思っているので、この協議会を通じて住宅と福祉の連携方法というのは考えていきたい。

戸嶋議長： 福祉の方では重層的支援体制整備事業というものが動き始めていて、居住に関しては協議会の活動の中で連携できればと考えている。

議題1でも説明があったが、設置要綱7条の改正により、臨時総会以外の集まりも柔軟に行えるようになった。そういった中で話しあっていたらと思う。

細田委員： 今回お示しした事業計画について、具体的に何をやっていくかというのをこれから話し合っていかなければならないと考えている。事務局の西野委員とも打合せした中で、11月に研修会を行っていたらと考えている。

それにむけて8月に皆様にもう一度お集り頂き、具体的に事業計画を遂行していくために何をしていくかという所と、研修会の方向性を話し合いさせて頂きたいと思っているので、よろしくお願いしたい。